

第12回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月20日(水) 15時30分～15時59分

2 開催場所 天栄村役場 3階正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8番委員	小 針 重 男
委 員	1番委員	石 井 正 美
	2番委員	大 河 原 友 治
	3番委員	車 田 京 子
	4番委員	春 日 富 夫
	5番委員	佐 藤 光 榮
	6番委員	馬 場 吉 信
	7番委員	網 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員	牧 和 明
	高 崎 虎 光

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第3号 令和5年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘

農業委員会書記 渡邊 海一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和5年第12回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)

事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については3番の車田京子委員、4番の春日富夫委員の両名にお願い致します。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。No. 1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、No. 2について事務局より説明願います。
事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、報告第2号「農地賃貸借の合意解約」を議題といたします。
No. 1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、No. 2について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。3番 車田委員よりご説明願います。

車田委員 本件に関しまして、12月16日に申請者双方に確認したところ内容に相違がないことを確認しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。6番 馬場委員よりご説明願います。

馬場委員 申請者双方に申請内容の確認をしたところ、事務局の説明のとおり相違ありませんでしたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第3号「令和5年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。No. 1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員の高崎委員よりご説明願います。

高崎委員 12月13日に、申請者双方に確認したところ事務局の説明どおり相違ありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 2について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区 農地利用最適化推進委員の牧委員よりご説明願います。

牧委員 12月14日に、申請者双方に確認したところ事務局の説明どおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 3、No. 4について関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。No. 3、No. 4について、大里東部・大里南部地区 農地利用最適化推進委員の牧委員よりご説明願います。

牧委員 12月14日に、申請者双方に確認したところ事務局の説明どおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 議事が終了しましたので、閉会を小針職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第12回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(15:59終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和6年1月19日

議長

佐藤正毅

3番委員

車田京子

4番委員

春日富夫